

日銀市第76号
2026年6月1日

当座勘定取引先
準備預り金取引先 御中
日銀ネット利用金融機関等

日 本 銀 行

「当座勘定取引、準備預り金取引および日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する手数料および料金を定める件」の一部改正に関する件

日本銀行では、「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」を本年6月30日限りで廃止すること^注に伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、本年7月1日から実施することとしましたので、通知します。

注：日本銀行のホームページ掲載の「「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」の廃止に関する件」（2026年6月1日付日銀業第160号）をご参照ください。

以 上

「当座勘定取引、準備預り金取引および日本銀行金融ネットワークシステムの利用
に関する手数料および料金を定める件」中一部改正

- 第1条中、(23)を削り、(24)から(40)までを一号ずつ繰り上げる。